介護保険料未納による給付制限について

◎給付制限の趣旨

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう非常に重要な財源であり、保険料の納付がなければ、制度を運営維持していくうえで大きな支障となります。また、保険料を滞納している被保険者が通常通り保険給付を受け続けることは、被保険者間の公平性を損なうものであり、他の被保険者の保険料納付意欲を減退させることにもなります。

そのため、介護保険法では、災害などの特別な理由もなく長い間保険料を納付しない被保険者に対し、保険給付を制限すると規定されています。

◎給付制限の内容

- 1. 支払方法の変更(償還払い化)… 法第 66 条
 - (1) 措置の概要

要介護(支援)認定を受けた第 1 号被保険者が、納期限から 1 年間介護保険料を納付しない場合は、省令などで定める公費負担医療を受けることができる者及び災害など政令で定める特別な事情がある場合を除き、現物給付から償還払いによる給付に切り替え、その旨を被保険者証に記載します。

- (2) 措置の内容
- ・介護保険サービスを利用する際の費用がいったん全額自己負担となります。
 - *居宅介護支援事業所の場合 通常 0% → 100%
 - *サービス提供事業所の場合 通常 10~30% → 100%
- ・保険給付対象分については、**後日、被保険者本人の申請に基づき、償還払い**となります。ご 家族や事業所が、本人からの委任により代理で申請手続きを行うことも可能です。

(3) 措置の開始

保険料滞納期間が 1 年以上の被保険者に対し、原則は要介護(支援)認定の際に、被保険者証 (第三面)の「給付制限」欄に「支払方法の変更」を記載します。

支払方法の変更の措置開始日は、認定日の属する月の翌月 1 日となります。ただし、要介護(支援)更新認定が、更新後の認定有効期間開始日の前々月に行われる場合は、新たな要介護(支援)認定の有効期間の開始日となります。

(4) 措置の終了

滞納保険料を完納した場合や、災害など政令で定める特別な事情があると認められる場合は、被保険者証及び支払方法変更記載の消除申請書(申請理由を証する書類の添付を要す)の提出に基づき、被保険者証(第三面)の「給付制限」欄の「支払方法の変更」の記載を消除し、措置の終了とします。

2. 保険給付の一時差止め · · · 法第 67 条第1項、第2項

支払方法の変更を措置された被保険者が、納期限から1年6か月間介護保険料を納付しない場合は、償還払いによる給付の一部または全部について支給を一時差止めることとなります。

3. 一時差止めに係る保険給付からの滞納保険料控除 … 法第 67 条第 3 項

保険給付の支給を一時差止めてもなお納付がない場合には、あらかじめ被保険者へ文書で通知のうえ、滞納保険料相当額を差止めている保険給付支給額から控除し、残額を給付します。

4. 給付額減額 … 法第 69 条

(1) 措置の概要

要介護(支援)認定を受けた第 1 号被保険者が、過去 10 年間のうち時効により徴収権が消滅した未納保険料がある場合は、災害など政令で定める特別な事情がある場合を除き、その時効消滅した未納期間に応じて、保険給付額が減額となり、その旨を被保険者証に記載します。また、措置の期間は高額介護(予防)サービス費などの給付も受けられなくなります。

(2) 措置の内容

・時効により保険料徴収権が消滅した未納期間に応じて給付額減額期間が算定され、その期間中は保険給付率が9割(または8割)から7割へ、現役並み所得者については7割から6割へ引き下げられます。

*居宅介護(支援)サービス計画費については、10 割が保険給付として居宅介護(予防)支援 事業所へ支払われます。

- ・高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給がされません。
- ・(特例)特定入所者介護(予防)サービス費の支給がされません。

(3) 措置の開始

給付額減額期間が1か月以上と算定される被保険者に対し、要介護(支援)認定の際に被保険者証(第三面)の「給付制限」欄に「給付額の減額」を記載します。

給付額減額などの措置開始日は、認定日の属する月の翌月 1 日となります。ただし、要介護(支援)更新認定が、更新後の認定有効期間開始日の前々月に行われる場合は、新たな要介護(支援)認定の有効期間の開始日となります。

(4) 措置の終了

給付額減額などの措置後に、災害など政令で定める特別な事情があると認められる場合は、被保険者証及び給付額減額等の記載消除申請書(申請理由を証する書類の添付を要す)の提出に基づき、被保険者証(第三面)の「給付制限」欄の「給付額の減額」の記載を消除し、措置の終了とします。

5. 第2号被保険者の給付の一時差止め … 法第 68 条

第2号被保険者に医療保険料の未納がある場合、支払方法の変更を措置するとともに、償還払いによる給付の一部または全部について支給を一時差止めることができます。

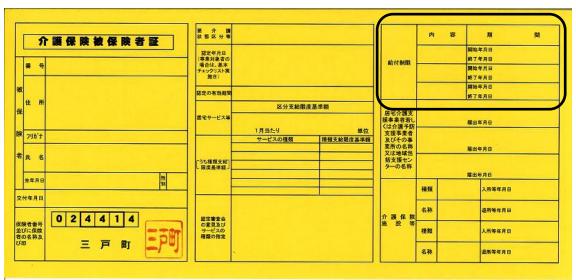
◎事業所のみなさまにご留意いただきたいこと

1. 被保険者証の確認の徹底について

被保険者は介護保険サービスを受ける際に、その都度、事業者に対して被保険者証を提示することが義務付けられています(介護保険法施行規則第63条)が、給付制限についての記載が見逃されてしまい、国保連合会の審査で返戻となってから給付制限に気づくというケースが発生しています。

円滑な事業運営のため、サービス提供時及び利用料徴収時には必ず被保険者証を確認し、給付制限に関する記載がある場合は、被保険者からの利用料徴収方法をお間違えのないようにご注意願います。

<被保険者証> 太枠内の給付制限欄を確認(制限内容・期間)





*給付額の減額については、本来の自己負担割合によって制限後の給付率が変わるため(9・8 割から7割へ、現役並み所得者については7割から6割へ)、負担割合証の確認も併せて必要となります。

2. 支払方法の変更(償還払い化)の場合

支払方法の変更(償還払い化)措置がされている被保険者からの利用料(介護保険サービス費・居宅介護(支援)サービス計画費共に10割負担)を徴収する際は、次の書類の交付をお願いします。

居宅介護支援事業所の場合	サービス提供事業所の場合
•領収書	•領収書
・サービス計画書(ケアプラン)	・サービス提供証明書
•居宅介護(予防)支援給付費明細書	・サービス提供票及び別表
(居宅介護(予防)支援提供証明書)	•計画書
•給付管理票	(福祉用具貸与の場合は TAIS コードが分かる
	もの)

また、支払方法の変更(償還払い化)の措置が終了となるのは、月途中の場合も多いため、月単位ではなくサービス提供時ごとに利用料徴収を行っている事業所については、特にご注意ください。

*被保険者が全額自己負担となるため、国保連合会への請求は行えません(返戻となります)。

3. 給付額減額の場合

被保険者証には、給付額の減額の開始年月日及び終了年月日を記載しています。開始年月日 以降に利用する介護保険サービス費については減額措置の対象となり、終了年月日の翌日以降 に利用する介護保険サービス費については給付率が本来の割合へ戻ります。高額介護(予防)サ ービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、(特例)特定入所者介護(予防)サービス費の給 付についても同様です。

なお、終了年月日前に、災害や生活保護開始など政令で定める特別な事情があると認められる場合は、その特別な事情に該当することになった月の初日に遡って給付額減額の措置を終了とします。

*国保連合会への請求の際は、給付率にご注意ください。